

# 寝屋川市工事請負契約約款第 26 条第 6 項 (インフレスライド条項) 運用基準

## 1 運用基準について

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったことによる工事請負契約約款第 26 条第 6 項（以下「インフレスライド条項」という。）については、以下に定める基準により運用します。

※ この運用基準の適用対象となるのは、インフレスライド条項のある本市の工事請負契約約款を用いる建設工事の契約であり、別の契約約款を用いる契約は対象としません。

## 2 対象工事

- (1) 残工期が基準日から 2 か月以上ある工事
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

## 3 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるとして、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とします。  
また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とします。
- (3) 残工期：基準日以降の工期期間とします。  
なお、基準日までに変更契約を行っていない場合でも、設計変更協議書等による指示により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができます。

#### 4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

##### (1) スライド対象の確認について

スライド変更を行うか否かの判定にあたっては、スライド協議の請求までの間の設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とします。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとします。

##### (2) スライド対象の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（参考様式 1—1・1—2）により行うこととします。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができます。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とします。

#### 5 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

(2) 増額スライド額については、次式により行います。

$$S \text{ 増} = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 増：増額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を  
控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額  
( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：落札率、 $Z$ ：市積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行います。

$$S \text{ 減} = [P 2 - P 1 + (P 1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S 減、P 1 及び P 2 は、それぞれ次の額を表すものと  
します。

S 減：減額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を  
控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額  
( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：落札率、 $Z$ ：市積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共  
通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、  
歩掛りの変更については考慮するものではありません。

(5) スライド協議の請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記  
に基づき同様に実施します。

なお、その場合、基準日における請負代金額には、それまでに実施したス  
ライド額を含むものとします。

## 6 出来形数量の確認（残工事量の算定）

出来形数量の確認は、以下に基づき実施することを基本とします。

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量  
総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

(2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱います。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとします。

ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証  
明できる材料

イ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）

ウ 契約書で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料

- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできません。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよいものとします。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとします。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができます。

## 7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができます。

### (1) 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とします。

### (2) 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができることとします。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮します。

## 8 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続きを行うものとします。ただし、やむを得ない場合は、精算年度に行うことができます。

## 9 全体スライド条項及び単品スライド条項の併用

工事請負契約約款第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができます。

また、本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

## 10 請負金額の変更手続き

### (1) スライド協議の請求（参考様式 1—1・1—2）

ア 発注者又は受注者は、参考様式 1—1 又は 1—2 により、スライド協議の請求を行います。

イ 参考様式 1—1 には、工事担当課の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる資料を添付することとします。

### (2) スライド額協議開始日等の通知（参考様式 2）

ア 発注者は、対象となる工事が条件を満たすことを確認した上で、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、参考様式 2 により、受注者に通知します。

イ この通知は、請求日から 7 日以内に行います。

### (3) 出来形数量の確認

基準日における工事の出来形数量の確認については、「6 出来形数量の確認（残工事量の算定）」に基づき、実施します。

### (4) スライド額協議の開始（参考様式 3—1・3—2）

ア 発注者は、確定した残工事量に基づき、変動前残工事及び変動後残工事に係る内訳書を作成し、「5 請負代金額の変更」で示す算定式により、スライド額を算出します。

イ 算出したスライド額を、参考様式 3—1（請負代金額計算書を添付）により、受注者に通知します。

(5) スライド額の確定（参考様式 4）

ア 受注者から、参考様式 4 により、スライド額についての承諾を得ることにより、確定します。

イ スライド額協議開始日から 14 日以内に、参考様式 4 による承諾が得られない場合は、発注者が通知したスライド額で確定します。

【参考】工事請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

全体  
スライド

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

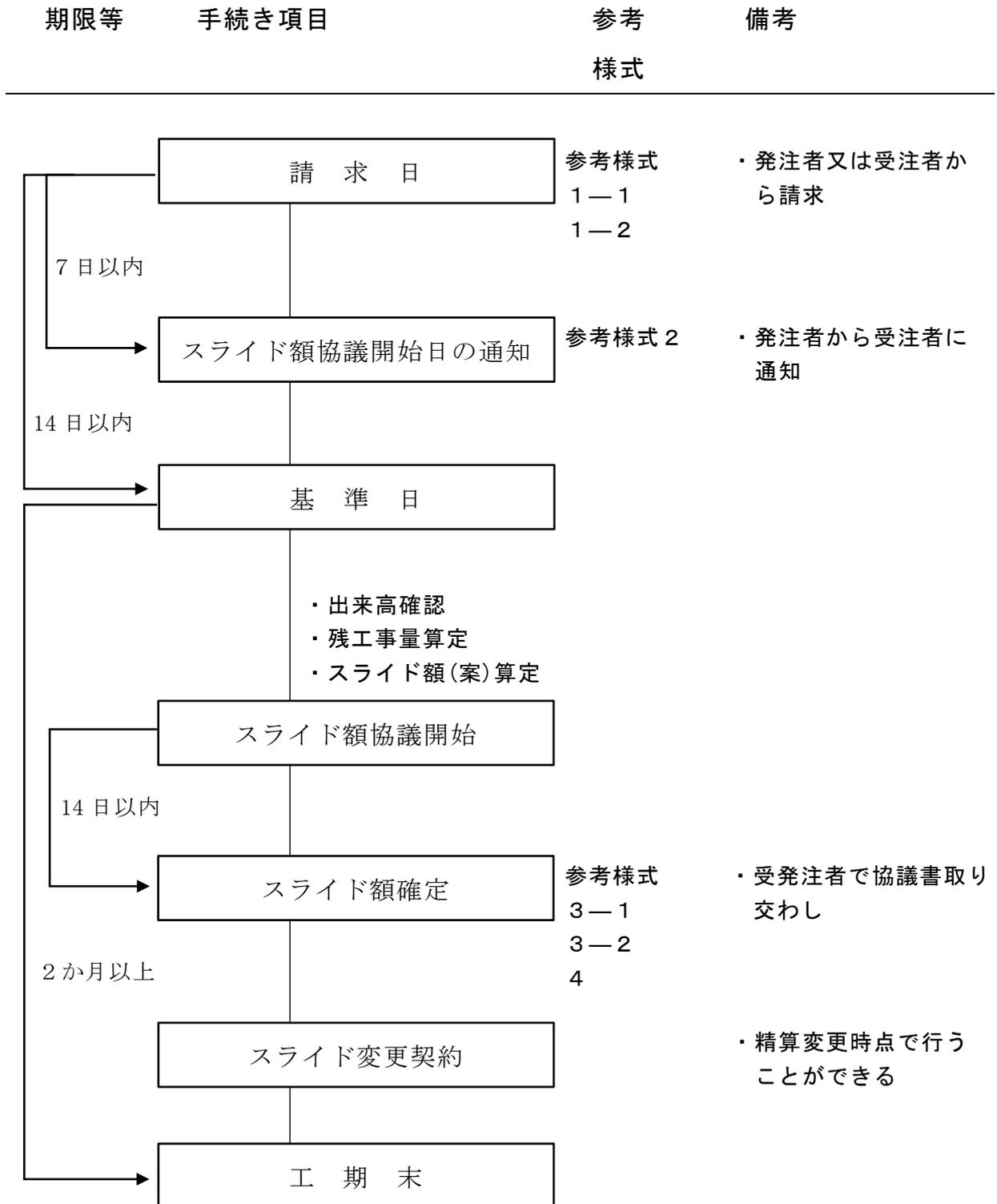
単品  
スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ  
スライド

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## インフレスライド条項の実施フロー



(参考様式1-1)

[受注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 寝屋川市

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名 (署名)

※自署しない場合は、記名押印(使用印)してください。

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更を請求します。

記

1 請負代金額 〇〇〇〇〇〇円

2 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更請求概算額 〇〇〇〇〇〇円

5 概算残工事請負代金額 〇〇〇〇〇〇円

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(参考様式1-2)

[発注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

寝屋川市長

寝屋川市上下水道事業管理者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 請負代金額 〇〇〇〇〇〇円
- 2 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 3 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更請求概算額 〇〇〇〇〇〇円
- 5 概算残工事請負代金額 〇〇〇〇〇〇円

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(参考様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

寝屋川市長

寝屋川市上下水道事業管理者

工事請負契約約款第 26 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約約款第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、スライド額協議開始日を通知します。

なお、スライド協議における基準日は、協議を踏まえ、令和〇〇年〇〇月〇〇日とします。

記

- |   |            |                                |
|---|------------|--------------------------------|
| 1 | 工 事 名      | 〇〇〇〇〇工事                        |
| 2 | 工 期        | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から<br>令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | スライド額協議開始日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                    |

※ スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から 7 日以内に設定する。

(参考様式3-1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

寝屋川市長

寝屋川市上下水道事業管理者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

記

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

- |   |          |   |   |  |
|---|----------|---|---|--|
| 1 | 工        | 事 | 名 | 〇〇〇〇〇工事                                      |
| 2 | 工        |   | 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から<br>令和〇〇年〇〇月〇〇日まで               |
| 3 | 基        | 準 | 日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                  |
| 4 | スライド変更金額 |   |   | (増) 〇〇〇〇〇〇円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>〇〇〇〇〇円 |

(参考様式3-2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

商号又は名称

代表者職氏名

様

寝屋川市長

寝屋川市上下水道事業管理者

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 工 事 名      〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更適否      スライドの適用が認められない
- 3 理                      由      スライド額が対象工事費の1%を超えないため

## スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
設 計 書 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高 額	円（税抜き）
残 工 事 額（P 1）	円（税抜き）
変更残工事額（P 2）	円（税抜き）

※増額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る  
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= ( P 2 - P 1 ) - P 1 \times 1 / 100 \\ &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 1 / 100 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

(ただし、P 1 < P 2)

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

P 1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

※減額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る  
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= ( P 2 - P 1 ) + P 1 \times 1 / 100 \\ &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 1 / 100 \\ &= \quad + \\ &= \end{aligned}$$

(ただし、P 1 > P 2)

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

P 1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

(参考様式4)

(あて先) 寝屋川市

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 (署名)

※自署しない場合は、記名押印(使用印)してください。

工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(承諾)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました下記工事の工事請負契約約款第26条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
  
- 2 スライド変更金額 (増) 〇〇〇〇〇〇円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
〇〇〇〇〇円
  
- 3 基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日